

「高知県ウオーキング協会（KWA）」 会則

（名 称）

第1条 本会の名称は、高知県ウオーキング協会（略称：KWA（Kochi Walking Association））とする。

（目 的）

第2条 本会は、県内各地域に拡がりつつあるウオーキングの啓発普及を図り、明るい健康な社会の発展に寄与することを目的として設立し、社団法人日本ウオーキング協会（JWA）に加盟する。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）地域別ウオーキング実践グループの育成に関する事
- （2）グループの交流と親睦に関する事
- （3）新規会員の勧誘に関する事
- （4）その他、ウオーキングの啓発普及に関する事業

（組 織）

第4条 本会は、第2条の本会の目的に賛同して入会し、前条の事業に協力支援する団体及び個人によって組織する。

- （1）団体会員 国際市民スポーツ連盟（IWV）認定大会を開催する団体
- （2）準団体会員 ウオーキングを推進する県内地域団体のうち（1）以外のもの
- （3）個人会員 ウオーキングを実践する個人
- （4）賛助会員 本会の目的に賛同する団体等

（事務局）

第5条 本会は、事務局を高知市内に置く。

（役 員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 4名
- （3）理 事 5名以上10名以下（構成団体から1名ずつ選出し、会長・副会長を含む）
- （4）監 事 2名
- （5）事務局長 1名

2 本会に理事会の推薦により名誉会長・顧問・相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員は総会において選出する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選によるものとする。
- 3 事務局長は会長が指名するものとする。

(任期及び報酬)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員報酬は、無償とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表するとともに、本会の行事を総括し、総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務に支障があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、本会の運営、事業の審議、遂行に当たる。
- (4) 監事は、本会の経理を監査する。

(総会)

第10条 本会は、年1回の定例総会のほか、必要に応じて臨時総会を開催する。

- 2 総会は、構成団体の理事及び幹事で構成し、会長が招集する。
- 3 総会は、総数の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立し議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第11条 総会に置いて次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の諸規則の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関する事
- (3) 事業計画及び収支予算の承認に関する事
- (4) 新規の加盟及び脱退の承認に関する事
- (5) その他、事業遂行に必要な事項に関する事

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要に応じて召集し、その議長は会長がこれに当たる。

- 2 理事会は、次期総会までの意志決定を行うが、決定事項は、次の総会で承認を得なければならない。

(幹事会等)

第13条 本会に、関係団体等から選出する幹事2名ずつで構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が召集し、理事会の業務を補佐する。

(事務局長等)

第14条 本会に、事務局長を置き、会長の命を受け、事務を処理する。

2 本会に、会計を置き、会長の命を受け、経理を担当する。

(会計)

第15条 本会の事業に要する経費は、会費、補助助成金、事業に伴う収入、寄付金、その他の収入を持って支弁する。

(会費)

第16条 本会の会費の額は、次のとおりとする。

(1) 団体会員 会費(年額) 10,000円

(2) 準団体会員 会費(年額) 無料

(3) 個人会員 会費(年額) 2,000円

(4) 賛助会員 会費(年額) 一口 20,000円(一口以上とする)

2 賛助会員による会費は、本会を組織する会員が主催する大会費用等に活用するものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する。

(その他)

第18条 この会則に定めのない事項については、総会により決定する。

(附則)

この会則は、2006年1月13日に制定、施行する。

2006年4月25日一部改正、同日から施行。(賛助会員規定の追加)

2007年1月19日一部改正、同日から施行。(賛助会員規定の暫定措置を削除)

2011年9月26日一部改正、同日から施行。(団体会員会費年額を変更。会計年度暫定措置を削除)

2013年2月27日一部改正、同日から施行。(準団体会員に関する規定を追加)